⑹ 沖縄において産業の発展を担う人材を育成する事業（大学、専門学校等）を行う者が、高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金 10 ［略］ ［二・三　略］	［号の細分を加える。］ 10 ［同上］ ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～5　略］ 6　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進、下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～5　同上］ 6　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進、下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの

⑴ 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項各号に定める者に限る。）のいずれかの事業を営む者	⑴ 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項各号に定める者に限る。）のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等
⑵ 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者を構成員とする事業協同組合等	［号の細分を加える。］
⑶ ［略］	⑵ ［同上］
⑷ ［略］	⑶ ［同上］
⑸ ［略］	⑷ ［同上］
⑹ 取引先に対する支払条件の改善に取り組む者	［号の細分を加える。］
⑺ ［略］	⑸ ［同上］
［7・8　略］	［7・8　同上］
9 次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの	9 次に掲げる者に対する資金であって、地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図るためのもの
［⑴～⑹　略］	［⑴～⑹　同上］
⑺ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者	⑺ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者
⑻ 本社を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者	⑻ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条に基づく認定を受けた者